

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、令和 5 年度繰越 手ノ子地区農業集落排水事業 管路工事の請負について、条件付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和 6 年 8 月 19 日

飯豊町長 後藤 幸平

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札の場所 西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地 飯豊町役場 3 F 大会議室
- (2) 入札及び開札の日時 令和 6 年 9 月 12 日（木）午前 9 時 00 分から

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 5 年度繰越 手ノ子地区農業集落排水事業 管路工事
- (2) 工事の場所 西置賜郡飯豊町大字 手ノ子 地内
- (3) 工事の概要 農業集落排水施設整備の中の、管路施設を建設する工事  
施工区間延長 L=350.9m  
リブ付硬質塩化ビニール管 φ150mm L=238.5m  
ポリエチレン管 φ75mm L=221.4m
- (4) 工 期 令和 6 年 12 月 27 日まで

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 飯豊町財務規則（昭和 63 年規則第 3 号。以下「規則」という。）第 110 条第 1 項第 1 号の規定による、競争入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者であること。
- (2) 本工事の入札において、ほかの事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の建設業の許可を有していること。かつ、同法第 27 条の 29 第 1 項による総合評定値（審査基準日が一般競争入札参加資格申請書の提出期限前 1 年 7 月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）が土木一式工事について 700 点以上であること。
- (4) 飯豊町又は長井市に本店を有していること。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置（経常建設共同企業体にあつては全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務できる。（7（4）の場合を除く。）
  - イ 1 級又は 2 級土木施工管理技士、若しくはそれらと同等以上の資格を有すること。
  - ロ 監理技術者にあつては、土木一式工事に係る監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従

業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

- (7) 飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 規則第117条の規定に基づく飯豊町建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者、若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者、若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続き開始又は当該更生手続き開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部署

西置賜郡飯豊町大字樺2888番地

飯豊町役場総務課防災管財室

電話番号 0238-87-0695

#### 5 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加資格を確認できる書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和6年8月19日（月）から8月30日（金）まで  
（飯豊町の休日を定める条例（平成元年条例第43号）に規定する町の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 規則第117条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

#### 7 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第107条の規定に該当する入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (3) この入札は、飯豊町低入札価格調査制度に関する規程（平成22年告示第11号）の規定による低入札価格調査制度（以下、「低入札価格調査」という。）を適用する。
- (4) (3)により低入札価格調査を適用する工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格を持って契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (6) 詳細については入札説明書による。